

イギリス下院議員の選挙区活動

梅 津 實

一

イギリスには六五九名の下院議員がいる。しかし、この六五九名という議員数は同国の有権者数、約四、三七八万人という数からすれば、かなり大きな規模であるといわなければならない。というのも、かりにこの議員数と有権者数の比率をそっくりそのまま借用するとすれば、イギリスの倍以上の約九、七六八万名の有権者をもつわが国の場合など、さしずめ約一、四七〇名の国会議員を擁する勘定になるからである。⁽¹⁾ われわれが、全国各地の代表として、一、〇〇〇名以上の国会議員をもつ状況など、想像できるものではない。しかし、イギリスではこうした過剰ともいえる下院議員の存在を、いわば平然と認めてきたのである。

しかしそれゆえに、イギリスにおける下院議員の一人一人は、——これはわが国の場合でも同じことだが——国民にはほとんど知られることがない。たまに下院で発言したとしても、かれらが注目されることなどは、よほどのこと

でもないかぎりない。発言の内容は、新聞の片隅に簡略された形で二、三行のせられるだけである。法案審議のために委員会に勤勉に出席したとしても、それで国民に評価されるなどということもない。そのうえ、テレビ局からお呼びがかかり全国の視聴者に語りかける機会なども、めったにあるものではない。そういうチャンスにめぐまれる人間は、ほんの少数の指導者たちにかぎられている。そして、残念ながら自分が死んだ場合でも、『タイムズ』の死亡欄に略歴が数行紹介されるだけである。こうして下院議員の大多数は、ほとんど無名のままにその生涯をおえるのが普通なのである。⁽²⁾

したがって、かれらがどのような政治的意見をもち、はたしてどのような政治生活を送っているのかということについては、イギリス人自身にとってもかなり漠然としたところがあるのではないか。いわんや六五九名の下院議員は、所属政党もイデオロギーも、また選挙区の条件もそれぞれ事情を異にしている。だから、これをトータルに把握することなど至難の業であるに違いないのである。

しかし、それでもこの国の普通の人々は、少なくとも自分の地域の議員の「選挙区における」活動内容については大体的ところわかっている、と思っっているかも知れない。なぜなら、議員の行動は身近に見聞きしているし、またその気にさえなればそれほど労せず直接かれらと接触することも可能だからである。

しかし、外国人であるわれわれにしてみれば、むしろそうしたミクロな実態を理解することのほうが難しい。すなわち、無名の議員といっても、かれらの院内活動については議事録を通じてその一端をかいま見ることができる。また総選挙に際して、議員が選挙キャンペーンでどのような行動をとるかについても、マスコミの豊富な報道を通じて

比較的簡単に追跡することができる。しかし、総選挙と総選挙のあいだの日常生活において、かれらがそれぞれの狭い選挙区でなにをしているのかについては、部外者にはわからないことのほうが多いのである。

そこで、イギリスの下院議員を理解するためには、その院内活動から選挙キャンペーンにいたるまで、すべてを視野にいれて全体的な分析をする必要があるが、しかしここでは、とりあえずかれらの選挙区活動に視点を合わせ、その内容を把握することに努めてみたいと思う。

二

ところで、最近のイギリスの下院議員の特徴を一言で表すとすれば、それは議員たちがアマチュア的な性格を脱し、いわゆる職業政治家に変貌したということであろう。かつてA・キング(A. King)は、これを「キャリア・ポリティシャン」(career politician)の台頭と表現したが、たしかに一九六〇年代の後半以降においては、長年の下積み耐えてポストをえ、もっぱら議員としての収入によって生活し、自由になる時間はすべて下院や選挙区の問題解決のために投入する、といったタイプの議員が目立ってきたように思われるのである。

むろん、それまではこうしたタイプの下院議員はどこにもみられなかった。とりわけ、戦前の議員などは——これは保守党の例だが——ほとんど貴族やブルジョアの階層の出身者からなっており、政界に進出したのも家庭環境の自然のなりゆきか、もしくは偶然からというものが多かった。当然のことながら、かれらの多くはパブリック・スクールやオックス・ブリッジの卒業生であった。

しかも、こうして議員となっても、かれらは選挙区には居住しなかった。選挙区へ訪問するのはせいぜい年一、二度にかぎられていた。そのうえ、かれらにとってウエストミンスター議会は、貴顕紳士のための「クラブ」以上のものではなく、院内活動に専念するなどということも、およそ考えられることではなかった。重要なのは、大農場、ビジネス、弁護士といった自分の個人的な仕事の方であった。それだから、かりに議員としての仕事に打ち込み、大臣のポストを狙おうというのであれば、三〇歳代で「安全選挙区」を確保しておかなければならないのに、かれらのほとんどは見物人 (spectator politician) としての立場に満足して、それ以上を望むことはなかったのである。⁽⁴⁾

したがって、選挙区のためにやることもかぎられていた。それは、名士にしてかつ大金持ちである自分へよせられる献金や会費の拠出の要請にこたえてやることぐらいであった。選挙区からは、何かの協会への加入や、バザーへの参加や、野外劇のパトロンとなることや、ドック・ショーの審判員の引き受けや、晩餐会・大舞踏会の開催や、賞品の提供や、サッカーの試合見物……などを頼んできた。議員は、これらにこたえることで、かろうじて選挙区とのつながりを保ったのである。ちなみに、戦後のマクスウェル・ファイフによる党内改革 (the Maxwell-Fyfe reforms) が実現するまで、保守党の選挙区政党の政治資金を賄っていたのはもっぱら個々の議員であった。⁽⁵⁾

いずれにせよ、このようにして伝統的な下院議員は基本的にはアマチュアとしての立場に終始しており、かれらと選挙区との関係も、きわめて淡泊なものにとどまっていたのである。少なくとも、地方でたたき上げ、その後中央に進出し、選挙区の利益を代弁するというような発想は、かれらのどこにもみられなかった。

しかも、このような下院議員の特徴は、戦後もしばらくは存続したといつてよい。というのは、議員には依然とし

て選挙区への居住条件が課せられていなかったし、また歳費も安かったので、選挙区の人々の意見を熱心に代弁するためのインセンティブが引きだされにくかったからである。それに、戦後「区画策定委員会」が設立されたが、その線引きの結果によっては、いつ自分の選挙区が変更されるかわからないという不安もあった。このため、ときには議員と選挙区とが微妙によそよそしい関係に転化することもあったのである。⁽⁶⁾

ともかく、議員のうちで自分の選挙区に住んでいた人は、一九五〇年代から六〇年の初め頃にいたっても、まだ全体の三分の一以下にすぎなかった。だから、たとえば「スコットランドの北部に議席をもつある保守党議員などは、イングランドの南西部の端のほうに住み……北アイルランドに議席をもつ議員の家は（イングランド南部の）ケントにある⁽⁷⁾」といった光景も、決して珍しくはなかった。

議員の歳費に関してもそうであった。大幅値上げが認められたのは、やっと一九六四年になってであり、秘書手当てが支給されるようになったのは、それから五年後の一九六九年においてであった。それまでは、すべて議員個人を持ちだしであった。したがって、議員たるものは薄給でも痛痒を感じない大金持ちとか（あるいは内心では議員ポストを名誉職と心得ている人々とか）、労組を背後にもつ特定の人々に限定されざるをえなかったのである。⁽⁸⁾

しかし、一九六〇年の頃から七〇年代にいたると次第に雰囲気が変わった。雰囲気が変わったというのは、この頃から議員の職業構成が変化し、保守党も労働党も幅広い職域から人材を登用しはじめたということであった。とくに目立ったのは、それまでのビジネスや法律関係者にくわえて、公務員、学校教師、講師、作家、ジャーナリスト、広告関係者などが進出したことであった。

典型的なのは労働党であった。労働党議員といえば、かつては“功成り名遂げた”労働幹部であるとか、労働のひも付きで (union-sponsored candidates) 議員となった人が多かった。もちろん、労働をスポンサーとするものは現在でもかなりいる。しかし、このとき画期的であったのは、そうした労働出身者に代わって、肉体労働の現場など経験したことのない大卒のジャーナリストや講師や学校教員出身者などが、議員集団の主要メンバーになったということであった。⁽⁹⁾ たとえば右の三職種を合わせたもの出身者は、一九三五年の総選挙時には、まだ同党議員の一人のうち一人にもみたなかった。しかしそれから四四年後の一九七九年の総選挙時には、同党議員の五人に一人はそうした職種の出身者によって満たされる、ということになったのである。⁽¹⁰⁾

しかしそれにしても、どうしてこのような転換がえられたのであろうか。あるいは、どのようにして伝統的な議員像を脱することができたのであろうか。それを説明するのは必ずしも容易なこととは思われない。しかし、とりあえず次のような背景を思い起こすことはできよう。

それはなにより、当時の社会の構造的変化が結局このような新しい議員たちを押しあげた、ということであった。それはこういうことである。いうまでもなく、イギリスは一九四五年以降「福祉国家」をつくり、その後一九五〇年代、六〇年代をかけて定着させた。これは公共部門を通じて、住民にさまざまな公的手当やサービスを提供するシステムをつくりあげた、ということを意味した。NHS、国民保険、公営住宅などみなこれにかかわった。それゆえ、このような仕組みのもとでは、人々の公的機関との接触量も、それまでとは比較にならないぐらい増加した。ところが、そのように住民と行政などとのやり取りが増えると、両者のあいだには意見の食い違いやトラブルも多発した。

したがって、住民としては、ここにいたり痛烈に自分たちの主張や利益を代弁してくれる人間を欲した。それが、自分たちの周辺に、新しいタイプの下院議員をもとめることになったということである。⁽¹¹⁾ 貴族や大ブルジョア出身者では、細々した要求などというてい対処できるはずはなかったのである。

もつとも、公的機関のサービスに対する苦情ということであれば、下院議員などよりは地方議員に解決してもらおうほうが手っ取り早かったかも知れない。しかし、人々の地方議員に対する認知度と接触量は、当時においても現在においても、下院議員に対するものよりははるかに小さかった。そのうえ、公的機関によるサービスの責任を問うといっても、その責任が地方政府にあるのか中央政府にあるのか、普通の人には区別がつかなかった。だから、人々は地方議員よりはやや存在感のある下院議員に期待したのである。⁽¹²⁾

それに、下院議員になろうという野心をもつ側にも、こうした期待に応えうる条件ができていた。というのは、高等教育の普及（新制大学の設立）により、非エリートの新人にも挑戦するチャンスが与えられていたからである。パブリック・スクールやオックス・ブリッジの卒業生による議会の“独占”は崩壊しつつあった。このため労働党においては労組幹部の経験をもたないホワイト・カラーに積極的に打って出る機会を与えていた、ということもある。⁽¹³⁾ どちらにしても、政界に出てみようとする者には好ましい環境ができていたのである。

むろん、これらに加えて、右に述べたような議員の歳費値上げや秘書・事務所経費の支給など、議員として活動できる物理的条件が整備されたことも、新しい議員を登場させる誘因となった。

いずれにせよ、伝統的な素人議員から新しい職業的議員への転換はこうしてなったのである。考えてみると、たし

かに一九六〇年代の初め頃までは、議員たちは戦前と同じようにまだ「名士」であった。やろうと思えばビジネスであれレジャーであれ、なんでも自由にやれた。⁽¹⁴⁾かれらにとって、政治はまだ幾つもある関心事の一つにすぎなかったからである。しかし、最近のイギリスにおいては、議員はもはや単なる「名士」ではない。選挙区に密着し、地域の住民の利益を代弁するフルタイムの「職業人」として存在している。少なくとも、かれらにとって政治はもはや余技でできるようなものではなくなったのである。

三

下院議員がフルタイムの職業人として存在し地域に密着するようになったのは、実は議員側の方にもむしろぜひそうしたいと思う動機があったからである。その動機とは、一つには地域活動にふさわしい能力をもつのは自分をおいて他にないという自負心をもっているということ、もう一つはあたりまえのことながら、地域に奉仕するのは議員として当然のことだという義務感を保持しているということである。

前者は、議員となる以前に、たとえば弁護士として毎週無料法律相談所を開いたことがあるとか、あるいは地方自治体のベテラン職員として毎日住民の細々した苦情の処理にあたったことがある、といった自信にもとづくケースである。知識も経験も豊富な自分こそ、地域住民の代弁者として最適だという思いを抱いているというわけである。また、後者は議員であることの目的を、住民のための「個人的オンブズマン」にもとめ、行政などによる不正義と闘えるのは自分以外にない、という強い情熱を秘めている場合である。⁽¹⁵⁾

もちろん、生身の議員の行動が、すべてこうした単純な動機にもとづいているとは思われない。それでも、下院議員というものは、必ずしも受け身の立場で行動するものではなく、ひそかに抱く自信や義務感をバネとして積極的に地域にかかわっているということも、心のどこかに止めておいたほうがよいのである。

しかし、議員がみずから求めて地域住民の要望に耳を傾けようとするとき、その内心の力を裏づける最大のものは、おそらくは自分の職を守ること、つまり選挙での再選を期すということであろう。いまさらいうまでもなく、フルタイムの職業人として生き抜くためには、なんといつても住民の支持をえて、議席を確実なものしておくことが至上命令だからである。⁽¹⁶⁾

それに、議員生命というものは、もともとそんなに確固たるものではないのである。たしかに一度選挙で当選すると、少なくとも一五年から二〇年ぐらいはもつかも知れない。⁽¹⁷⁾しかし、そのまえに初当選自体が難しくなっているのである。最近では候補者数が増えているせいも、ことにその傾向が強く、議員となるまでには再度もしくは再々度挑戦したというケースが多くみられる。戦前などであれば、保守党であれ労働党であれ、新人候補者でも比較的簡単に当選可能な選挙区から立候補できた。しかし、近頃はそうはゆかない。まずどこからの「絶望区」や「激戦区」で何度か挑戦し、その業績如何によってはじめて「安全区」で立候補できる、というのが一般的な傾向になっているのである。⁽¹⁸⁾

だから、このためには、新人候補者をもとより現職の議員といえども、地域や選挙区をないがしろにするわけにはゆかない。とりわけ、大切なのは「選挙区政党」の意向に逆らわないことである。なにしろ候補者の決定権を握って

いるのは選挙区政党だからである。ただし、一九六〇年代後半以降でも、とくに保守党がそうであったように、まだまだ地域と無関係な“輸入候補”を擁立する慣習は残っていた。⁽¹⁹⁾ また一九八〇年代に盛んに党内改革を進めた労働党の場合でも、現職議員を候補者にするのを拒否した例は、一九八三年総選挙のときで八名、一九八七年総選挙のときで六名にすぎなかった。⁽²⁰⁾ しかし、それでも選挙区における候補者決定の仕組みは、新人や現職議員に相当な心理的プレッシャーをかけていた。たとえば、議員生命は一五年か二〇年はあるといっても、その間少なくとも四、五回は総選挙に直面し、そのたびごとに選挙区政党の意向を気になければならなかったからである。

それだから、昔と違い、候補者や議員が選挙区から遠く離れて居住しているなどということも考えにくくなった。候補者選定にさいして、各選挙区政党の候補者選定委員会は、どの政党であれ、候補者にどこに住んでいるか、どこに住む予定であるかを聞く。したがって、選考委員会の心証をよくするにはその地域に居住していることが不可欠であるし、また選挙区事情に精通していることも必須となったのである。こうして、たとえば一九八七年の総選挙などにおいては、新人議員のほとんどは自分の選挙区に住んでいる、というような光景も出現した。⁽²¹⁾

さらに、いうまでもなく、かれらには候補者として承認された後も、はたして選挙で勝てるのかという不安がつきまとう。有権者の投票行動が著しく不安定になり、いわゆる変移性 (volatility) を帯びるようになった過去数十年の状況においては、とくにそうである。補欠選挙ごとに頻発するスウィングの大きな揺れも、また大きな不安感を与える。候補者もはや“階級投票”に期待することなどはできない。移ろいやすい有権者とともに生きてゆかなければならない宿命にあるのである。⁽²²⁾

ただ、一九七九年以来の総選挙での保守党の連続勝利を思い浮かべると、変移性の拡大などというのは思い過ぎしととられるかも知れない。また候補者が、かりに「安全区」から立候補できるのであれば、当選か落選かなどを思い煩うことなどないかも知れない。しかし一九七四年以降のすべての総選挙を思い起こしてみると、いつも投票日直前まで議論されたのは「ハング・パラメント」出現の可能性であった。そのように、有権者の投票意向が移ろいやすくなってきたのは否定できないのである。だから、たとえ「安全選挙区」からでている候補者でも、内心では一抹の不安感をもたざるをえない。いわんや、全国レベルでのスイングが自党に逆風となっている「激戦区」の候補者にとっては、常日頃から地域に密着し、住民の支持の調達をえようと熱心になるのは、あたりまえのことなのである。⁽²³⁾

ともあれ、候補者や現職議員はできるだけ選挙区を重視し、多くの住民と接触することを心がけるようになった。接触する住民数は選挙区全体からみればきわめてわずかなものであるに違いない。しかし、もちこまれる行政への苦情に積極的に取り組むことは、選挙区への貢献を強く印象づける。それに、もし苦情処理に成功すれば、その成果はくちコミによって家族や友人にまで広がるかも知れない。やがてそれは地方のメディアを通じてさらに多くの人々に伝わる可能性もある。こうして、新人候補者や議員たちの念頭を占めるものは、いかにその弱い立場をカバーするかということにほかならないのである。⁽²⁴⁾

このようにみると、議員たちが選挙区にいて住民の代弁をするのは、その自信や義務感もさることながら、主として自己の弱い立場を補填する必要からであったということがわかるのである。だからよくいわれたように、それはたとえばかれらが大臣になる夢を断たれたので、その政治的挫折を癒すためからであった、などというものでは決

してない。たしかに昔は、選挙区活動に専念するような者は、挫折組かそれとも初めから野心などもたない人間で、しよせん「良き選挙区議員」(“good constituency member”)となるしかなかったのだなどと軽蔑的にみられたこともある。しかし最近では、むしろ必要にかられて、議員の方から積極的に「良き選挙区議員」になろうとしているのが現実なのである。⁽²⁵⁾

四

さて、それでは下院議員はいったい具体的にはどのような選挙区活動をおこなうのか。選挙区の住民のなにを取り上げ、それらをどのようにして解決しようとするのか。ここでは、そうした問題についてみることにしよう。

そこで、議員たちが最初におこなうのは、いうまでもないことだが選挙区に事務所を設けて、みずから住民に接触することである。秘書・事務所などの設備については、各議員によって異なる。なかには、常勤の秘書一名(配偶者を秘書にするケースもある)とパートタイムの調査員(researcher)を一、二名雇い、もっぱらタイプライターやファックス程度のもので仕事をする議員がいる。そうかと思うと、なかには秘書や調査員はむろん、現職の弁護士や専門のアドバイザーの支援態勢までとり、事務所に最新のパソコンを備える、といった者もいるのである。⁽²⁶⁾

これらの違いは、おそらくは政府から支給される歳費(年間四三、〇〇〇ポンドの給料と四六、三六三ポンドの事務所手当で1996年七月現在)だけでまかなおうとする者と、党地区支部からの援助や、企業のコンサルタントやロビーイングなどによる個人的収入を利用する者との差によるのではないかと思われる。

それはともかく、議員はできるだけ事務所に顔を出そうとする。だから、ロンドンから地理的に遠方にある場合は無理だが、週末になるとほとんどの議員が選挙区に帰る。一九八〇年代の中頃のある調査によれば、かれらのうち五人に一人は毎月一三日以上は帰っていたといっており、さらに半数以上の五二%の議員が、月のうち八―一二日は選挙区に滞在していたと答えている。つまり、議会開会中でも、少なくとも週一―三日以上は選挙区の事務所などにいるわけである。⁽²⁷⁾

住民との接触については、主として二種類の方法によって進められる。一つは住民との手紙のやり取りによるものであり、いま一つはサージャリー (surgery) と称する直接面談によるものである。この他「ウォーク・アバウト」を定期的に試みたり、専用の電話「ホット・ライン」を架設したり、あるいはローカル・メディアに積極的に登場し住民に顔を売ろうと努力したりもする。しかし、接触のほとんど八〇%以上は手紙とサージャリーによるものである。⁽²⁸⁾

手紙については、一九六〇年代から次第に増え、議員一人当たりの受け取る量は一九七〇年代にいたるまでに一週間で二五通から七四通に達した。これは一九八〇年代にはいるとさらに増加し、一日につき二〇通から五〇通となった。それだから、ある「安全選挙区」選出の保守党議員などは、たとえば一九九二年の夏期休暇からかえってみると、三つの大きなボール箱に詰められた五〇〇通以上の手紙をつきつけられ呆然としたなどという話も伝わってくるようになるのである。⁽²⁹⁾

このため、議員当人はもとより、秘書や調査員もその大半のエネルギーを住民への手紙の返事書きに費やすことになる。秘書に関しては全体の仕事の五分の一の時間を、調査員の場合でも三分の一を返事書きにあてる、といわれて

いる。⁽³⁰⁾

サージャリーについては、あらかじめピラを配ったり地方紙に広告をだすなどして、開催日時、場所を知らせる。場所は、党の建物などを使用する場合もあるが、たいていは政治色のない教会とか公共の施設を借りておこなう。⁽³¹⁾ 場合には、サージャリーのために自動車で牽引する移動住宅^{モビリティホーム}を購入し、もっぱらそれを利用する議員もいる。⁽³²⁾

面談の日や時間については、たとえば毎週金曜日の夜七時から一時までとか、あるいは土曜日の朝九時半から一時まで、というのが典型的なパターンである。面談には、議員はもとより秘書や専門のアドバイザーも動員される。面談時間は、一人あたり七、八分から一〇分というのが平均的なところである。特定の問題について、住民と突っ込んで議論することはほとんどない。かりに議論になったとしても、せいぜい三〇分程度で打ち切る。そうでなければ議論が延々とつづき、時間が無駄になると思うからである。⁽³³⁾ ちなみに、相談に来る人のなかには高齢者が多く、サージャリーにおいては議員と会うというだけで興奮し、自分をうまく表現できない人がいる。だから、議員はつねに忍耐強く、つねに良い聞き手でなければならない。⁽³⁴⁾

それでは、住民はサージャリーにどのような問題を持ち込んでくるのか。一体、どのような相談をするのであろうか。

実は、それらはほとんどが住民自身についての個人的な問題なのである。これについては、たとえば七名の議員（保守党三名、労働党三名、連合派一名〓当時）が、一九八六年初めの三ヶ月間に経験したのをもとに分類した、R・ローリングス（R. Rawlings）の仕事によりだいたい把握できよう。（ローリングスらは、七名の議員のファ

表1 住民から依頼された苦情

	総計	保守党			労働党			連合派
		A議員	B議員	C議員	D議員	E議員	F議員	G議員
カウンシル・ハウスの移転	177	17	2	1	26	18	64	49
〃 修 繕	97	3	2	1	9	16	35	31
〃 割り当て	59	17	3	5	5	3	12	14
〃 そ の 他	81	7	2	1	13	11	25	22
隣 人 関 係	41	6	6	1	2	7	8	11
「買う権利」/民間住宅	35	14	3	4	4	4	2	4
補助的給付/住宅手当	132	14	10	5	51	8	26	18
その他の福祉手当て	36	10	3	6	4	4	4	5
年 金	19	2	2	2	4	4	3	2
社 会 福 祉 関 係	26	5	1	4	2	3	3	8
NHS/民間医療保険	33	8	4	6	5	5	2	3
公 共 事 業 (ガ ス、水 道、交通機関など)	39	2	13	4	8	2	4	6
雇 用/職 務	29	7	8	5	6	1	1	1
建 築 許 可	19	3	6	6	2	1	1	0
幹 線 道 路	38	6	6	7	1	5	6	7
公 共 輸 送 機 関 (バス、地下鉄など)	24	1	5	6	9	1	1	1
教 育	43	6	7	14	4	8	3	1
警 察/法 と 秩 序	46	4	6	1	13	9	6	7
税 金/レ イ ト	28	5	9	8	5	0	0	1
移 民/国 籍	44	2	4	10	3	4	12	9
囚 人	27	2	3	0	2	2	6	12
損 害 補 償	26	1	0	1	2	5	13	4
地 域 環 境	24	3	4	4	4	2	2	5
そ の 他	93	11	13	17	15	13	10	14
総 計	1216	156	122	119	199	136	249	235

イギリス下院議員の選挙区活動

同志社法学 四九卷二号

一三六 (八四四)

イルから膨大な手紙類を取り出し、一、〇九六のケースを採集、そこから一、二一六を項目別に分類した。表1参照)。

それによれば、最も多いのは住宅(カウンスル・ハウス)、それに福祉手当についてである。住宅は全体の三分の一、福祉手当では七分の一を占めている。住宅のトラブルに関しては、移転、修繕、割当、それにサッチャー時代に推進された「買う権利」をめぐる苦情など、あらゆる側面にわたっているし、福祉手当に関しても、支給の開始、遅延、停止など実に細々とした実務問題に及んでいる。これ以外の、健康、雇用、道路、教育、犯罪、税金、移民などについてのトラブルも、すべてがいわば非常に瑣末な——しかし住民一人一人にとってはきわめて重要な——内容からなっている。⁽³⁵⁾これが、サージャリーに持ち込まれる問題の特徴点である。したがって、しばしばいわれるのは、議員が選挙区においてはたす役割とは、結局は福祉相談員(welfare officers)としてのそれだ、ということなのである。⁽³⁶⁾

むろん、選挙区におけるトラブルは、右のような個人的なものにだけ止まらない。特定の地域や選挙区全体に及ぶものもある。そうした地域的な広がりをもつ問題については、議員はサージャリーによるよりも、地元の企業や身障者センター、学校(コンプレヘンセブ・スクール)や病院等を訪問することで情報をえる。⁽³⁷⁾

地域にかかわる問題のなかでは、なんといっても企業倒産の防止(失業対策)、インフラストラクチャー(道路、港湾、空港など)の整備、企業のための減税・規制緩和措置、企業誘致の推進、環境保全への努力など、地域経済の振興に関連するものが多い。⁽³⁸⁾これらの問題に対しては、議員はしばしば「党派性」を棚上げして解決にあたる。とい

うのは、たとえ同じ政党に所属していたとしても、あるものは輸出振興を、逆にあるものは保護的施策の実施を呼号しているように、議員にとっては、とりあえずは選挙区事情にもとづく地元の利益のほうが大切だからである。⁽³⁹⁾したがって、このような視点からすれば、議員は右に述べたような福祉相談員であると同時に、地域利益の推進者(local promoters)⁽⁴⁰⁾もしくは「選挙区ロビイスト」⁽⁴¹⁾としての役割も演じていることになるのである。

しかし、福祉相談員であることと地域利益の推進者であることについては、どちらの比重が重いであろうか。従来からいわれているのは、圧倒的に前者に比重をおくタイプの議員が多いということである。

それは、たとえばD・セアリング(D.D. Seering)などによれば、福祉相談員型は全体として七五%もいるのに、地域利益推進者型は一五%程度にすぎないからである。(党派別では、どちらかという労働党議員は福祉相談員型になり、どちらかという保守党議員は地域利益推進者型になるという違いがある。)⁽⁴²⁾もっとも、セアリングのコメントは、一九七〇年代初めの調査にもとづくもので、今日からすればデータがかなり古い。しかし、一九八〇年代中頃のデータをつかったローリングスも、また同程度の違いがあることを指摘している。したがって、いささか乱暴だが、議員は基本的には住民の個人的な問題のほうを取り扱っている、といってほぼ間違いないように思われるのである。⁽⁴³⁾

ところで、以上のようにして住民の苦情を受けたあと、議員はそれらをどのようにして処理するのであろうか。苦情は——なかには不純なものもあるので——すべてが取り上げられるわけではない。しかし一度受けつけられると、次のような方法で解決に向け努力がなされる。

(a) 問題に応じて関係各省に手紙で問い合わせる。できれば、関係資料を添付した返書をもろう。そのさい、最も多く手紙をだす相手は、健康・社会保険省（ただし、一九八九年の分離以前）、環境省、内務省などである。⁽⁴⁴⁾しかし、ターゲットは必ずしも中央官庁とは限らない。下位官庁や出先機関であることもあるし、また地方自治体であることもある。ともかく、まず行政当局に手紙で問い合わせるといのが最もオーソドックスなやり方なのである。⁽⁴⁵⁾

(b) しかし、当然すべてうまくゆくわけではない。そこで次には、大臣に直接手紙を書くという方法がとられる。官僚レベルでは埒のあかない問題に対して、もっと高度なレベルから判断してほしいなどと訴えるわけである。⁽⁴⁶⁾このような議員から各大臣宛の手紙は、最近は年々増加する傾向にある。一九九〇年における政府（イフェンションシー・オフィス）の調査によれば、議員から受け取った手紙に対して、各大臣が書く返事は、なんと年間二五万通にも達しているといわれているのである。⁽⁴⁷⁾

(c) 問題が地域的な広がりをもつ場合、議員は大臣との接触などにおいて、近隣の選挙区の議員たちと協力することも⁽⁴⁸⁾もある。

(d) 関係官庁や大臣への問い合わせによっても、はかばかしい結果がえられないとき、議員は問題を下院で取り上げることになる。そのさい、主として利用されるのは、延会討論（Adjournment Debates）である。延会討論は、周知のように、ほとんど住民個人の苦情を取り上げる場になっており、議員はここでも行政責任を追求することができるのである。もちろん、下院で取り上げたからといっても、住民の不満を完全に解消できるとはかぎらな

い。それでも、ここで発言できれば、問題点を白日の下にさらすことができるし、また少なくとも自分は努力している、ということを選挙区の住民にアピールすることもできるのである。⁽⁴⁹⁾

こうして議員は問題の解決に努める。かれらにとって重要なのは、繰り返すまでもなく「選挙区」であり、そこに居住する一人一人の人間である。住民の苦情を取り除くことに努力を傾けるのはなんらやましいことではない。むしろそれが下院議員の本来の勤めだ、とかれらは思っているのである。

五

しかし問題は、右のような議員たちの活動は、いったいどの程度の成果を挙げることができるのかということである。あるいは、やがておこなわれる総選挙の際に、それらははたして議員を支える力となるのか否かということである。あらかじめ結論を先に述べると、やや曖昧な表現だが、それは一定の成果をえることはできるが、しかし必ずしも「決定的」な変更や影響をもたらさない、といったものであるように思われる。

個々の住民の苦情処理については、「成果」の基準をどこにおくかによって評価が微妙に変わる。もし基準を広く取れば、行政による決定がどうしてそうなったかを住民に正確に伝え、それで住民が納得するようなケースも成果のうちに入るだろう。しかし基準を厳しくし、行政の決定を変更できたものだけを成果とみなすのであれば、その範囲はかなり限定される。先に引用したローウリングスによれば、それは全体の三・六%にすぎない。「要求に応じる」⁽⁵⁰⁾を入れても八%にとどまる。

このような結果は、問題が住民個々人のそれではなく、地域的な広がりをもつ場合でも基本的には同じなわけではない。ただし、地域的な利害関係について加えた圧力に関しては、議員のなかかなりの達成感をもつものがあるといわれる。しかしその場合でも、内容的には、行政にあらためて決定させたというのではなく、決定をはやめてもらったという程度のものである。⁽⁵¹⁾

ちなみに、係争中の問題を下院にもちだした場合には効果はあるのか。しかし、これも必ずしも想像するほどではない。もっとも下院の討論中に、マスコミが乗り出し大騒ぎするのであれば話は別である。たとえば、一か月待っても電話が架設されないある医師の苦情に関連させて、労働党議員がこれはブリティッシュ・テレコムを民営化したことの悪しき帰結だ、と呼号していたのをマスコミが取り上げたら、一〇日以内に電話が架設されたなどというのがそれである。しかし、一般には問題を公にすることによって、逆に政府（行政）を頑なにし、かえって譲歩を引き出しにくくするというケースが多いのである。⁽⁵²⁾

ともかく行政というものは、一度決定したものについてはなかなか非を認めない。かりにいったん下した決定を修正するとしても、必ずそのときには「これは『新規の』決定である」⁽⁵³⁾などという訳けをする。だから、議員が住民のために行政に介入するといっても、もともとそれは過大な成果を期待できるような種類のものではなかったのである。つまり、議員による苦情処理（行政への介入）というものは、実は初めからかなりシンボリックな要素を含んでいたのである。それにもし、行政当局が議員の申し入れにしたがってその都度修正するようなことになれば、それはそれで行政行為の公正さと一貫性を失わせる、という別の問題を引き起こすことになる。

表2 議員の調査(初回の問い合わせ)に対する返答

	総計	(%)	住宅(カウ シルハウス)	社会保障	その他の福祉 給付/年金
(行政当局が) 誤りを認め、決定 を変更したもの	12	(1.3)	4	8	—
間違った裁量のため決定を変更し たもの	21	(2.3)	—	10	1
要求が聞き入れられたもの	40	(4.4)	14	15	2
家庭訪問ののち(なんらかの)行政 行為をとるといったもの	29	(3.2)	13	10	—
迅速な遂行を約束したもの	64	(7.0)	33	10	8
案件の取扱の誤りを認めたもの	19	(2.1)	4	5	2
政策/手続きの変更を認めたもの	4	(0.4)	1	—	—
別のアドバイスか、もしくは給 付の給与を約束したもの	18	(2.0)	7	5	1
依頼した情報の提供に応じたもの	27	(3.0)	4	3	1
(行政の) 立場を説明したもの	161	(17.7)	55	20	11
決定には根拠があるとしたもの	50	(5.5)	3	10	9
根拠にもとづき要求を拒否したも の	76	(8.4)	28	6	3
家庭訪問はするが(なんらかの)行 政行為をとらないとしたもの	9	(1.0)	4	—	—
住民は順番を待つべきだとしたも の	69	(7.6)	68	1	—
案件の取扱の(正しさを) 追認し たもの	52	(5.7)	11	8	3
(行政の) 決定を追認したもの/ 要求を拒否したもの	13	(1.4)	3	2	3
案件が現在遂行中であることを確 認したもの	127	(14.0)	79	4	3
案件については決定であるとした もの	61	(6.7)	35	10	3
案件は管轄外であるとしたもの	15	(1.7)	—	—	1
その他	42	(4.6)	11	7	3
総 計	909	100%	377	134	54

イギリス下院議員の選挙区活動

同志社法学 四九卷三号

一四二(八五〇)

それでは、住民はこれを不満に思わないのであろうか。実は必ずしもそうは思わないのである。というのは、たしかに行政の決定を変更させたのは三・六%にすぎないといっても、しかしこれにやや前向きな回答をえたものを加えると、全体では二〇%強にも達しているからである。(表2の上位八項目までが該当)⁽⁵⁴⁾これは、満足とまではいわずとも、決して失望感を与えるような数字ではないだろう。

それに、議員に手紙を書いたという経験と、さらにかれらを通じて権威ある行政当局から返事をももらったという事実も、人々をいい気分にさせる。重要なのは、行政が自分に返事をよこしたということそのこと自体であり、中身が肯定的なものであれ否定的なものであれ、詳細なものであれ簡単なものであれ、場合によると大したことではないということもあるわけである。⁽⁵⁵⁾

さて、それでは議員の選挙区活動(日常活動)が選挙の当落に及ぼす影響についてはどう考えたらよいのか。これについて、従来からの考え方は、候補者自身の個人的努力は選挙の結果に大きな影響を与えないというものであった。なぜなら、この国では、投票行動の動因は基本的には政党投票(part voting)にある、とみなされてきたからである。別のいいかたをすると、候補者の日常活動などは、とりたてて顧みられるほどのものではなかったのである。

しかし周知のように、一九八七年にB・E・ケーン(B.E. Cain)⁽⁵⁶⁾らの著書が現われて以来、候補者の「個人票」(personal voting)は、次第に注目を受けるようになった。ケーンらは、一九七九年総選挙後の調査結果を分析して、議員の選挙区活動は現職の保守党議員に一・五%から二%のスウィング(七五〇票―一、〇〇〇票)を、労働党議員には三%から三・五%のスウィング(一、五〇〇票―二、〇〇〇票)をもたらしたと測定したのである。⁽⁵⁷⁾これらの効果

の実際の衝撃度については、選挙区の状況によってそれぞれ異なる。しかし一般的にいつて、二%—三%のスウィングというのは、たしかにこの国においては無視できるような数字ではないのである。

しかし、それでも現場の「実感」には、かなりアンビバレントなものがある。たとえば、BCS調査 (the British Candidate Study, 1992) などが議員たちに候補者効果について聞いてみると、かれらの九三%は「住民は積極的に選挙区活動をする議員のほうに投票する」と答えるが、しかし同時に、かれらの九五%は「ほとんどの住民は候補者個人ではなく政党に投票する」、と分裂した答え方をしているからである。⁽⁵⁸⁾つまり、議員たちは、選挙区活動のできる「現職」は強力だという印象をもちながら、しかしだからといってそれですべてが決まるわけではない、という感想をもっていたように思われるのである。⁽⁵⁹⁾

さらに、この問題を考える時には、イギリスではいわゆる「安全選挙区」が大部分を占めており、多少の票の移動は大勢に影響しないという事実も想起しなければならぬ。むろん、それでも「激戦区」においては、個人票は大きな役割をはたすのではないかという疑問は残る。しかし、これも実際には期待しうるほどのものではないのである。

すなわち、いまかりに厳しく限定して、当選者と次点者の差が五%以下かもしくは二五〇〇票以下の場合を「激戦区」とみなすとすれば、これに該当するものは、一九五五年から一九九二年までの間には全議席の一〇%から一五% (六〇議席から一〇〇議席) あったにすぎず、そのなかでも個人票が勝敗の結果を覆したという例は、ほんの一握りにすぎなかったからである。⁽⁶⁰⁾つまり、議員や候補者による選挙区活動の「効果」は、その程度は存在したが、しかしそれ以上のものではなかったということなのである。

もとより、議員の選挙区活動（日常活動）は、選挙区キャンペーンのさいのキャンヴァシング（戸別訪問）の基礎データになるだろうし、また投票日当日の「ノッキング・アップ」など「動員」態勢にとっても必要な資料を提供することになるだろう。⁶¹ それになにより、選挙区活動をおこなうことは、候補者に心理的な安心感を与えるに違いないのである。そうした効果がえられることは、これは疑えない。しかし繰り返しになるが、それでもそれは決定的な差異をもたらすようなものではなかったのである。

六

このようにみえてくると、選挙区活動への取り組みは、議員に対して直ちにボーナスを与えるものではなかったことがわかるのである。かりに何らかの見返りを与えるにしても、それは一部のケースを除けば、むしろ住民と議員のあいだに長い意味での信頼感を醸成するといった、間接的なものがほとんどであったように思われるのである。

しかしそうになると、いったい下院議員はなぜ選挙区活動をするのか、という冒頭の疑問にもう一度つき当たることになろう。しかしそれは、すでに述べたことから理解されるように、結局は、議員自身が幾許かの安心感を与えるためのものであったように思われるのである。選挙区活動は絶対的な効果をもつわけではない。しかし、だからといってこれをしてはいけないわけにはゆかない。熱心におこなえば、確実ではないがしかし自分に投票してくれる住民がでるかも知れない。かれらは、おそらくはこうした思いを抱き住民と接触しているのである。

しかしそうだとしても、もう一つ釈然としないことがある。それはイギリスの議員の地域住民へのサービスは、な

ぜこのように住民の「個人的な」苦情の処理に限定されているのかということである。いいかえると、これまでみてきたかれらの活動は、住民の意志を「代表」して議会にもち込むといった、教科書的デモクラシーとそれほど関係はないのかという問題である。

むろん、そう問いかけるとしても、議員たちの活動内容にデモクラシー的な要素が含まれない、などとは想像できないであろう。しかし、それでも選挙区活動というものは、もともと政治的なデモクラシーなどは別の次元でおこなわれているものなのである。だいたい、地域の住民は議員の活動に対してそうした「崇高なもの」を期待していない。かれらにとって、下院議員は自分たち普通の人間と遠い政治の世界のあいだの「中間にいる人間」であればよいのであり、「ウエストミンスターにおける地方議員」(a county councillor at Westminster)としての役割に徹してさえくれば、それで十分なのである。⁽⁶²⁾

議員たちも、またこのことを十分に自覚している。議員の方としても、仕事の内容を個々の住民を満足させることに固着させており、それをもっと高尚なものに昇華させようなどとは思わない。だからたとえば、たまに選挙区の住民がロンドンに出てくるようなことがあると、喜んでかれらを接待したりもする。みずからウエストミンスターの議会の周囲を案内し、議会の傍聴席のキップを手配し、さらに相手が有力者など特別な人物である場合には、院内のテラスで酒や食事などのお相伴をする。あるいは、ロンドンに初めてきたという選挙区の老齢の夫婦から、グリニッジまでチームズを船でゆきたいので席をとってほしいと頼まれれば、嬉々として席を確保し案内もする。⁽⁶³⁾なぜそうするのかというと、地元で住民の苦情を聞いて回ると同じく、それらすべてが「良き選挙区議員」であることの証しだ

からである。

こうして、イギリスの議員が熱心に選挙区活動をおこなっているといっても、それだけではいわゆるデモクラシーを体現させていることの証拠にはならないのである。

もちろん、議員たちは「デモクラシー政治」とはまったく無縁ではない。それは、議員が下院の本会議や委員会のような場で発言するさいに、住民の意志にそのまま従うのではなく、しかし住民にとって必要だと思うことを大所高所から主張することで実現されている。別のいいかたをすると、住民からは相対的に自立して、しかしかれらの実感を尊重して、全国的視野から政策の形成や法案の作成にあたるのが「イギリス流デモクラシー」の特徴なのである。議員たちは、基本的にはこうした立場にたっている。⁽⁶⁴⁾しかし、繰り返すまでもなく、これらの行為は選挙区サービスそれ自体とは直接的な関係はないのである。

こうして、下院議員の選挙区活動は非常に大きな意義を有してはいるが、しかしそれは決して手放して賞賛されるようなものではなく、実はさまざまな問題を含んだものであったことがわかるのである。

- (1) イギリスの有権者数については一九九七年総選挙時の、日本に関しては一九九六年総選挙時の数字をつかった。
- (2) 以上すべて I. Crewe, *MPs and their Constituents in Britain*, in V. Bogdanor (ed), *Representatives of the People?* (1985) pp. 52-53.
- (3) A. King, *The rise of the career politician in Britain and its consequences*, in *British Journal of Political Science*, July 1981.
- (4) P. Norton & D. Wood, *Back from Westminster: British Members of Parliament and Their Constituents* (1993) pp. 5-6, P.

Norton, *The Growth of the constituency Role of the MP*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4, 1994, pp. 708-709.

(5) P. Norton, *Ibid.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4, 1994, p. 709.

(9) I. Crewe, *op. cit.*, in V. Bogdanor (ed), pp. 47-48.

(7) P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, p. 40, Cf. P. Norton, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4, 1994, p. 710.

(8) P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, in V. Bogdanor (ed), p. 46, P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, p. 20, 40 なお一九六〇年代から七〇年代にかかる議員の歳費改定などの経過については、前田英昭『イギリス議会政治の研究』（溪林出版社）一九九〇年二八―頁以下が詳しい。

(9) M. Rush, *Career Patterns in British Politics*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4, 1994 pp. 574-575.

(10) A. King, *op. cit.*, in *British Journal of Political Science*, July 1981, pp. 260-262.

(11) P. Norton, *Does Parliament Matter?* (1993) pp. 152-153, P. Norton, *The Growth of the Constituency Role of the MP*, in *Parliamentary Affairs*. Vol. 47 No. 4, 1994 pp. 714-715.

(12) J.W. Marsh, *Representational Change: The Constituency MP*, in P. Norton (ed) *Parliament in the 1980s* (1985) pp. 80-81.

(13) M. Rush, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*. Vol. 47 No. 4, 1994, pp. 572-573.

(14) P. Norton, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*. Vol. 47 No. 4, 1994, p. 710.

(15) D. Seating, *Westminster's World: Understanding Political Roles* (1994) pp. 148-151.

(16) 以上に関連して、下院議員は二つの顔をもつると言うことがよく言われておる。この二つの顔とは、議員は地方の代表者としての顔と同時にウエストミンスターにおける全国的な立場からの立法者としての顔をもっているということである。しかし議員たちは、やがてこの二つの顔のどちらかに傾斜するようになる。つまり専門化あるいは区分化 (compartmentalization) が起るのである。この区分化は、たとえば新人議員は主として選挙区に奉仕するタイプとして、ベテラン議員はよりウエストミンスターに精励するタイプとして、というように形で起る。つまり、新人議員は再選され

るかどうかにつねに不安感をいだいてくるので前者のタイプになるといわれる。さらさらと「選挙において「個人票」を狙うのはつねに新人議員でもおなじく仮説を可能にするのであろう。P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, p. 38.

- (17) M. Rush, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4, 1994 p. 571.
- (18) M. Rush, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4, 1994 pp. 575-576, A. King, *op. cit.*, in *British Journal of Political Science*, July 1981, pp. 265-266.
- (19) M. Rush, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4, 1994 p. 575.
- (20) P. Whiteley & P. Seyd, Labour's Vote and Local Activism; The Impact of Local Constituency Campaigns, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 45 No. 4 1992 pp. 583-584.
- (21) P. Norton, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4 1994 p. 711.
- (22) P. Norton, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4 1994 p. 716.
- (23) P. Norton, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4 1994 p. 716, J.W. Marsh, *op. cit.*, in Norton (ed) *Parliament in the 1980s* p. 69.
- (24) P. Norton, *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 47 No. 4 1994 p. 715.
- (25) J. W. Marsh, *op. cit.*, in Norton (ed) *op. cit.*, pp. 75ff, A. King, *op. cit.*, in *British Journal of Political Science*, July 1981, p. 280.
- (26) R. Rawlings, The MP's Complaints Service (I), in *The Modern Law Review*, Vol. 53, Jan 1990, p. 24ff.
- (27) P. Norton & D. Wood *op. cit.*, pp. 42-43.
- (28) R. Rawlings, *op. cit.*, in *The Modern Law Review*, Vol. 53, Jan 1990 p. 29.
- (29) P. Norton, *Does Parliament Matter?* p. 149, 手紙はほとんど住民個人からくるのだが、しかし組織動員されてくる場合もある。たとえば議員立法によって狩猟禁止法を上程しようとしている議員に、狩猟をすすめるようとする愛好団体が抗議の手紙の書き方をマニュアル化して会員にくばり、会員に大量の手紙を送らせるというような場合がそれである。これは圧力団

体がよく使う手である。したがって、このような手紙の場合には、議員はただ消耗するばかりとなる。しかし、たとえば一九八九年から九〇年にかけてポール・タックス問題が噴出したときには、逆に住民の議員宛抗議の手紙がきわめて建設的な役割を演じた、ともいわれているのである。このときは、保守党議員の六〇%が抗議の手紙を受け取ったが、しかしそれはほとんど住民個々人のものからであり、しかも紋切り型のものではなく、保守党議員の考えをいくばくか揺さぶった、とつわられた³⁰。 Cf. P. Cowley, Good Value for 19p?, in *Politics Review*, April 1996 p. 14.

- (30) P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, p. 47.
- (31) R. Rawlings, *op. cit.*, in *The Modern Law Review*, Vol. 53, Jan 1990 p. 25.
- (32) R. Rawlings, *op. cit.*, in *The Modern Law Review*, Vol. 53, Jan 1990 p. 23.
- (33) R. Rawlings, *op. cit.*, in *The Modern Law Review*, Vol. 53, Jan 1990 p. 29.
- (34) D. Searings, *op. cit.*, p. 126.
- (35) R. Rawlings, *op. cit.*, in *The Modern Law Review*, Vol. 53, Jan 1990 pp. 30-32.
- (36) D. Searings, *op. cit.*, p. 126ff.
- (37) D. Searings, *op. cit.*, p. 130.
- (38) P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, p. 64, D. Searings, *op. cit.*, p. 130ff, D. Wood, The Conservative Member of Parliament as Lobbyist for Constituency Economic Interests, in *Political Studies*, 35 (1987) pp. 399-400.

(39) D. Wood, *ibid.*, in *Political Studies*, 35 (1987) p. 397.

(40) D. Searings, *op. cit.*, p. 130ff.

(41) D. Wood, *op. cit.*, in *Political Studies*, 35 (1987) p. 397.

(42) D. Searings, *op. cit.*, p. 124.

(43) R. Rawlings, *op. cit.*, in *The Modern Law Review*, Vol. 53, Jan 1990 pp. 30-31, ただし、D・ウッドは一九八〇年代初めのデータをめぐって、保守党議員の場合は五〇%も、地域利益推進者型として分類されるとのべている。D. Wood, *op. cit.*, in

Political Studies, 35 (1987) p. 400.

- (44) P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, p. 45.
- (45) R. Rawlings, *op. cit.*, in *The Modern Law Review*, Vol. 53. Jan 1990 p. 35.
- (46) D. Searings, *op. cit.*, p. 141.
- (47) P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, p. 44.
- (48) P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, pp. 58-60.
- (49) D. Searings, *op. cit.*, p. 142.
- (50) R. Rawlings, *op. cit.*, in *The Modern Law Review*, Vol. 53. Jan 1990 p. 39.
- (51) P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, p. 64.
- (52) R. Rawlings, The MP's Complaints Service (II) *The Modern Law Review*, Vol. 53. Mar 1990 pp. 161-162.
- (53) R. Rawlings, The MP's Complaints Service (I) *The Modern Law Review*, Vol. 53. Jan 1990 p. 38.
- (54) R. Rawlings, *op. cit.*, *The Modern Law Review*, Vol. 53. Jan 1990 p. 39.
- (55) Cf. P. Cowley, *op. cit.*, in *Politics Review*, April 1996 pp. 12-13 ただし、以上の叙述は、P. Norton & D. Wood, *op. cit.*, pp. 50-51 に於てである。
- (56) Cf. B. Cain, J. Ferejohn & M. Fiorina, *The Personal Vote : Constituency Service and Electoral Independence* (1987).
- (57) B. Cain et al. *op. cit.*, p. 188 ただし、この論文は、P. Norris, E. Vallance & J. Lovendusky, Do Candidates Make a Difference ? Gender, Race, Ideology and Incumbency, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 45 No. 4 Oct 1992 p. 479 に於て述べている。
- (58) P. Norris et al. *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 45 No. 4 Oct 1992 p. 502.
- (59) P. Norris et al. *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 45 No. 4 Oct 1992 p. 502.
- (60) この論文は、P. Norris et al. *op. cit.*, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 45 No. 4 Oct 1992 p. 515.

- (19) 以下の各政党員の選挙区における活動の差を測るべく P. Seyd & P. Whiteley, Labour and Conservative Party Members: Change Over Time, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 48 No. 3 July 1995 pp. 465-466, P. Seyd & P. Whiteley, The Influence of Local Campaigning on the Conservative Vote in the 1992 General Election, in D. Broughton et al. (ed) *British Elections and Parties Yearbook 1994* (1995) D. Denver & G. Hands, Constituency Campaigning, in *Parliamentary Affairs*, Vol. 45 No. 4, D. Denver & G. Hands, Measuring the intensity and effectiveness of constituency campaigning in the 1992 general election, in D. Denver et al. (ed) *British Elections and Parties Yearbook 1993*. 以下の各論文を参照せよ。
- (20) J.W. Marsh, op. cit., in P. Norton (ed) *op. cit.*, pp. 77-78. I. Crewe, op. cit., in Bogdanor (ed) *op. cit.*, p. 49.
- (21) D. Searings, *op. cit.*, p. 143.
- (22) この点については(17)を参照せよ。